

重要事項説明書

(施設介護サービス)

当施設は介護保険の指定を受けています。

(愛知県指定第2371400140号)

当施設はご契約者に対して指定介護福祉施設サービスを提供します。施設の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを下記の通り説明します。

〔目次〕

1 施設経営法人.....	1
2 ご利用施設.....	2
3 居室の概要.....	2
4 職員の配置状況.....	3
5 当施設が提供するサービスと利用料金.....	4
6 苦情等申立先.....	7
7 嘱託医師.....	8
8 協力病院.....	8
9 協力歯科医療機関.....	8
10 非常災害時の対策.....	8
11 当施設ご利用の際に留意いただく事項.....	8
12 秘密保持.....	9
13 事故発生時の対応.....	9

1. 施設経営法人

- | | |
|----------|---------------------|
| (1)法人名 | 社会福祉法人緑生福祉会 |
| (2)法人所在地 | 愛知県名古屋市緑区大高町字上蝮池14番 |
| (3)電話番号 | 052-625-1538 |
| (4)代表者氏名 | 理事長 原田 巧 |
| (5)設立年月日 | 平成 5年 6月 7日 |

2 ご利用施設

(1)施設の種類 指定介護老人福祉施設・平成12年4月1日指定 愛知県2371400140号
当施設では、次の事業を併設して実施しています。

通所介護	平成12年1月28日指定	愛知県2371400272号	定員30名
短期入所生活介護	平成12年1月28日指定	愛知県2371400140号	定員10名
居宅介護支援事業	平成11年9月28日指定	愛知県2371400116号	

(2)施設の目的 この施設は、利用者がその有する能力に応じた日常生活を営むことができるようにすることを目指し、さまざまな介護サービスを提供します。

(3)施設の概要

敷地	2,310.93 m ²	
建物	構造	鉄筋コンクリート造 4階建(耐火建築)
	延べ床面積	3,499.63 m ²

(4)施設の名称 特別養護老人ホーム緑生苑

(5)施設の所在地 愛知県名古屋市緑区大高町字上蝮池14番

(6)電話番号 052-625-1538

(7)施設長(管理者)氏名 原田 孝

(8)当施設の運営方針 当施設にあつては、利用者が日常生活の中で楽しく、明るく、自由に過ごすことができるサービスの提供、また、利用者や家族の要望を取り入れ作成した個別のプランに基づいたサービスの提供を行います。

(9)開設年月日 平成6年4月1日

(10)入所定員 80人

3. 居室の概要

(1)居室等の概要

当施設では以下の居室・設備をご用意しています。入居される居室は、原則として4人部屋ですが、2人室・個室への入居をご希望される場合は、その旨お申し出下さい。(但し、ご契約者の心身の状況や居室の空き状況により居室を決定いたしますので、ご希望に沿えない場合がありますのでご承知おきください。)

居室の種類	室数	面積	1人当たり面積
1人部屋(従来型個室)	6 室	72.0 m ²	12.0 m ²
2人部屋	6 室	103.2 m ²	8.6 m ²
4人部屋	18 室	651.6 m ²	9.1 m ²
合計	30 室		

(2) 主な設備

設備の種類	室数	備考
食堂	4 室	2階食堂、各階デイルーム
機能訓練室	1 室	滑車垂鐘運動器・助木運動器・平行棒・ユニット階段・他
浴室	1 室	一般浴室 ・ 機械浴室
医務室	1 室	

★居室に関する特記事項 (※居室内:床頭台・タンス、トイレ:居室付10箇所・居室外4箇所)

★居室の変更: ご契約者から居室の変更希望の申し出があった場合は、居室の空き状況により施設でその可否を決定します。また、ご契約者の心身の状況により居室を変更する場合があります。その際には、ご契約者やご家族等と協議のうえ決定します。

4. 職員の配置状況

当施設では、ご契約者に対して指定介護福祉施設サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置します。

<主な職員の配置状況> ※職員の配置については、指定基準を遵守しています。

職種	常勤換算	指定基準
1. 施設長(苑長)	1 名	1 名
2. 生活相談員	2 名	1 名
3. 介護職員	38 名	30名以上
4. 看護職員	4 名	
5. 機能訓練指導員	看護職員兼務	1 名
6. 介護支援専門員	1 名	1 名
7. 医師(嘱託)	1 名	必要数
8. 管理栄養士	1 名	1 名

※常勤換算: 非常勤職員それぞれの週あたりの勤務延時間数の総数を当施設における常勤職員の所定勤務時間数(39.812時間)で除した数です。

※併設の短期入所事業定員10名分を含む利用者数90名の職員体制です。

<主な職種の勤務体制>

職 種	勤 務 体 制
1 医師 (内科) (精神科)	週2日(火・金曜日) 13:30～15:30 月2日(第1・3月曜日) 13:30～15:00
2 介護職員	標準的な時間帯における最低配置人員 早番: 7:10～15:30 3名 日勤: 9:00～17:20 3名 遅番: 11:00～19:20 3名 夜勤: 16:50～9:30 4名 夜間は、原則として職員1名当り入所者23名のお世話をします。
3 看護職員	標準的な時間帯における最低配置人員 早番: 7:10～15:30 1名 日勤: 9:00～17:20 1名 遅番: 11:00～19:20 1名 夜勤帯は緊急時用に当番待機します。
4 介護支援専門員	日勤: 9:00～17:20 1名
5 管理栄養士	日勤: 9:00～17:20 1名

5. 当施設が提供するサービスと利用料金

当施設では、ご契約者に対して以下のサービスを提供します。

当施設が提供するサービスについて、

- | |
|---|
| (1)利用料金が介護保険から給付される場合
(2)利用料金の全額をご契約者に負担していただく場合 |
|---|

があります。

(1)当施設が提供する基準介護サービス

以下のサービスについては、居住費、食費を除き通常9割が介護保険から給付されます。

<サービスの概要>

種 類	内 容
居室の提供	・原則として4人部屋を提供します。【3(1)をご参照してください】
食 事	・管理栄養士の立てる献立表により、栄養と利用者の身体状況に配慮したバラエティに富んだ食事を提供します。 ・食事は、できるだけ離床して食堂で食べていただけるよう配慮します。 (食事時間) 朝食 7:30～8:30 昼食 12:00～13:00 夕食 18:00～19:00

排 泄	<ul style="list-style-type: none"> ・入所者の状況に応じて適切な排泄介助を行うと共に、排泄の自立についても適切な援助を行います。 ・おむつ代は保険給付の対象です。
入 浴	<ul style="list-style-type: none"> ・年間を通じて、週2回の入浴または清拭を行います。 ・寝たきり等で座位のとれない方は、機械を用いての入浴も可能です。
離床、着替え整容等	<ul style="list-style-type: none"> ・日中は、可能な限り居室以外で過ごすよう寝たきりの防止に努め、着替え・整容については、生活意欲の増進につながるよう最善の配慮を致します。
シーツ交換	<ul style="list-style-type: none"> ・シーツ交換は 週1回、寝具の消毒は 月2回実施します。
健康管理	<ul style="list-style-type: none"> ・常に入所者の健康状態に留意するとともに、適宜看護職員による健康チェックを行います。 ・嘱託医師により週2回診察日を設けて健康管理に努めます。また、緊急等必要な場合には主治医あるいは協力医療機関等に責任をもって引き継ぎます。 ・入所者が外部の医療機関に通院する場合は、その介添いについてできるだけ配慮します。
相談・援助	<ul style="list-style-type: none"> ・入所者およびそのご家族からの相談についても誠意をもって応じ、可能な限り援助を行うよう努めます。 <p style="text-align: center;">＜相談窓口＞ 生活相談員：鬼頭京子・今井智之</p>
娯楽等	<ul style="list-style-type: none"> ・必要な教養娯楽設備を整えるとともに、施設での生活を実りあるものとするため、様々なレクリエーションや四季折々の行事を用意しております。 ・その他、華道、工作などを行っています。 ・喫茶コーナーを毎日設けます。(飲酒もできます)

＜サービス利用料金(1日あたり)＞

(ア)介護サービス 要介護度別、従来型個室、多床室(相部屋)に区分された介護報酬の告示上の額に基づき算定された額をいただきます。

区 分	利 用 料				
	要介護度 (/日)	従来型個室		多床室	
		介護報酬の 告示上の額	1割負担額	介護報酬の 告示上の額	1割負担額
施設介護サービス費 (精神科医師療養指導 加算・栄養マネジメント 加算・日常生活継続支 援加算・看護体制加算 (Ⅰ・Ⅱ)・夜勤職員体 制加算・口腔衛生管理 体制加算・介護職員処 遇改善加算を含む)	要介護度1	7,102円	711円	7,102円	711円
	要介護度2	7,860円	786円	7,860円	786円
	要介護度3	8,629円	863円	8,629円	863円
	要介護度4	9,387円	939円	9,387円	939円
	要介護度5	10,122円	1,013円	10,122円	1,013円

※一定以上の所得がある方は2割負担になります。『介護保険負担割合証』をご確認下さい。

(イ)居住費 居住費は、従来型個室、多床室(相部屋)に区分した基準額をいただきます。

基準額は、従来型個室 1150円、多床室 840円です。

従来型個室はご希望者に提供します、ただし、施設の都合による個室入居の場合は個室料金を徴収いたしません。

(ウ)食費 食費は、1日につき、次の基準費用額をいただきます。

食費の基準費用額は、1日 1380円です。

※ 居住費及び食費は、利用者負担段階別に区分された減額負担に基づいて次表のとおりいただきます。

区 分	居住費及び食費利用者負担額				
	利用者負担 段階(/日)	従来型個室		多床室	
		居住費	食 費	居住費	食 費
居住費・食費負担額 (特定入所者介護サー ビス費の受給対象者は その負担額)	第4段階以上 (基準額)	1,150円	1,380円	840円	1,380円
	第1段階	320円	300円	0円	300円
	第2段階	420円	390円	370円	390円
	第3段階	820円	650円	370円	650円
その他の法定代理受領	初期加算・外泊時費用・療養食加算・看取り介護加算・経口維持加算など介護福祉施設サービス費に定められている額の利用者負担分				
法定代理受領でない場合	施設介護サービスの介護報酬の告示上の額と同じ費用と居住費・食費の基準額の合計額				

- ※ 入院等外泊時の居住費については、「入所契約を継続中であり、かつ、短期入所利用者の空床利用として使用しない場合」は上記の基準額を徴収します。(補足給付対象期間を除く)
- ※ 高額介護サービス費の制度があり、一定額以上の支払には払い戻しされる場合がありますのでお尋ねください。
- ※ 社会福祉法人減免対象者であり、認定証をお持ちの方は、利用者負担の一部が減額されますのでお申出ください。
- ※ 感染症や著しい精神症状等による個室利用は、4人部屋に係る介護報酬を適用される場合があります。

(2)入所者の希望により提供するもの

サービスの種別	内 容
特別な食事	・要した費用の実費
喫茶コーナー	・喫茶室や菓子売店等を毎日ご利用いただけます。 ・喫茶利用代金 全 品 100円 ・菓子売店の菓子は実費
日常生活品の購入代行	・入所者及びご家族が自ら購入が困難である場合は、施設として購入の便宜を図ります。 ・日常生活に必要な物品の購入(実費)
テレビ等の設置料	・居室に、テレビ等の持ち込みされる場合は、設置料がかかります。 月額 300円 日割 10円
外出介助等	・希望により、職員の対応可能な範囲で、外出に出かけるサービス(買い物、食事等)、出前による食事などの手伝いをします。
行事等の経費	・特定の行事・レクレーション費用 あらかじめ料金設定したもの(希望者)
理 髪	・毎月1回(原則第3月曜日)ボランティアグループ「ねじんぼ」の出張による理髪サービスを利用いただけます。(無料)
美 容	・随時、愛知福祉美容師会の出張による美容サービスをご利用いただけます。有料(実費)

行政手続き	<ul style="list-style-type: none"> ・行政機関に対する手続きが必要な場合、入所者及びご家族の状況により、代って手続きを致します。 ・要介護認定、変更・更新の手続きを遅滞なく行います。
金銭管理	<ul style="list-style-type: none"> ・自らの手による金銭の管理が困難な場合は、金銭管理サービスをご利用いただけます。詳細は次のとおりです。 <p>管理する金銭等の形態：指定する金融機関の預金通帳に預け入れているもの及び緑生苑でお預かりしている小口現金を施設で管理します。</p> <p>お預かりするもの：上記預金通帳と通帳印</p> <p>管理責任者：苑長が責任をもって管理します。</p> <p>出納方法：別添の「預り金管理規定」のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・年金証書・預貯金通帳等の保管のほか、公共料金等の支払い等の代行サービスを行います。 ・ご利用は任意ですが、別途、財産管理委託契約が必要です。

(3) 利用料等の支払い方法

請求方法	<ul style="list-style-type: none"> ・毎月月末に、介護保険の利用料、喫茶の利用料等を集計し、翌月10日までに請求書を作成します。
現金	<ul style="list-style-type: none"> ・施設窓口での支払いをお願いします。 ・支払い期日は、利用月の翌月末までとします。
口座振替	<ul style="list-style-type: none"> ・事前に口座振替の手続きが必要となります。 ・利用月の翌月26日にご指定の金融機関から自動的に振替となります。
銀行振込	<ul style="list-style-type: none"> ・支払い期日は、利用月の翌月末までとします。 ・振込手数料は、利用者のご負担でお願いします。
財産管理契約締結者	<ul style="list-style-type: none"> ・お預けいただいた利用者の銀行口座（愛知銀行大高支店）より、利用月の翌月20日に自動的に振替となります。

6 苦情・相談等の窓口

当施設ご利用相談室	<p>窓口担当者 (生活相談員) 鬼頭京子、今井智之</p> <p>ご利用時間 毎日 午前9時～午後5時</p> <p>ご利用方法 担当者まで直接又は電話でご相談ください。</p> <p>電 話 (052)625-1538</p> <p>FAX (052)622-8586</p> <p>面 接 当施設内 面接室ほか</p> <p>苦情箱 (事務所受付前に設置してあります)</p>
行政機関その他の苦情受付機関	<p>愛知県国民健康保険団体連合会 介護保険苦情調査係</p> <p>電話 052 - 971 - 4165</p> <p>緑区役所 介護福祉課</p> <p>電話 052 - 625 - 3957</p>
外部相談窓口 (サービス相談委員会 第三者委員)	<p>あいち福祉オンブズマン</p> <p>〒460-0002 名古屋市中区丸の内3-5-35</p> <p>電話番号 (052)963-0338</p> <p>FAX (052)963-0338</p> <p>受付時間 火・木(13:00～17:00)</p>

7 嘱託医師

医療機関の名称	みどり内科クリニック
院長名	古田 達次
所在地	名古屋市緑区桶狭間森前1615番地
電話番号	(052)621-3320
診療科	内科、小児科

8 協力病院

医療機関の名称	南生協病院
院長名	喜多村 敬
所在地	名古屋市緑区大高町字平子36番地
電話番号	(052)625-0373
診療科	総合病院
入院設備	ベッド数 313 床
救急指定の有無	有

9 協力歯科医療機関

医療機関の名称	みずたに歯科
院長名	水谷 壽成
所在地	名古屋市緑区大高町字東山16-26
電話番号	(052)623-4180

10 非常災害時の対策

非常時の対応	別途定める「特別養護老人ホーム緑生苑 消防計画」にのっとり対応を行います。
近隣との協力関係	隣家、隣接施設及び文久山町内会、第3町内会に依頼し、非常時の協力体制を整えています。
平常時の訓練等 防災設備	別途定める「特別養護老人ホーム緑生苑消防計画」にのっとり年2回夜間及び昼間を想定した避難訓練を入居者の方も参加して実施します。
防火管理者	施設長 原田 孝

11 当施設ご利用の際に留意いただく事項

来訪・面会	・来訪者は、面会時間を遵守し、必ずその都度事務室の面会簿に記入し、職員に届け出て下さい。原則として来訪者の宿泊はできません。 面会時間：午前9時～午後9時
外出・外泊	・外出、外泊の際は、必ず付添者の氏名、連絡先、行き先、帰所時間を所定の用紙に記入し職員に提出して下さい。
嘱託医師以外の 医療機関への受診	・嘱託医の指示に基づき、原則として職員が付添い、受診します。 ・医療機関に希望等があれば、ご相談下さい。
入院	・入院時の手続き及び入院中に必要なオムツ・日用品の購入・洗濯等は家族にてお願いします。
居室・設備・器具 の利用	・施設内の居室や設備・器具は本来の用法に従ってご利用下さい。 ・これに反したご利用により破損等が生じた場合、賠償していただくことがあります。

喫煙・飲酒	・喫煙は施設内の決められた場所以外ではお断りします。
迷惑行為等	・騒音等他の入居者の迷惑になる行為はご遠慮願います。また、むやみに他の入居者の居室等に立ち入らないようにして下さい ・犯罪等、法律に触れる行為を犯した時は、退所して頂く場合があります。
所持品の管理	・決められた収納スペースの範囲以上のものの持ち込みはご遠慮ください。所持品には必ず名前を書いておいてください。 ・衛生上問題のあるものは、速やかに処分してください。 ・刃物等の危険な物は、安全な方法で管理してください。管理上の問題等で、他の利用者を傷つけた場合には、賠償していただくことがあります。
現金等の管理	・所持金は高額にならないようにして下さい。盗難や紛失については当施設は責任は取れません。紛失等の心配のある方は施設にて管理することも可能です。ただし、別途契約を結んでいただきます。 ・本人の希望に応じて払い出し致します。 ・なお、払いだした現金については、入所者ご自身で管理していただきます。
宗教活動・政治活動	施設内で他の入居者に対する宗教活動及び政治活動はお断りします。
動物飼育	施設内のペットの持ち込み及び飼育はお断りします。

12 秘密保持

- (1) 職員は業務上知り得た利用者またはその家族の秘密保持を厳守する。
- (2) 職員であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、職員との雇用契約の内容に含むものとする。

13 事故発生時等の対応

苑長は、施設介護のサービス提供を行っているときに、入苑者に対する事故、病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに入苑者の家族・嘱託医等に連絡するとともに必要な措置を講じます。

付 記

1. 記載されている内容は、平成27年8月1日現在のものです。
2. 重要事項説明書は、毎年4月1日に新しいものを作成します。
3. サービス内容や利用料等でその内容の変更により、利用者に影響があると思われる変更については、変更の2ヶ月前に当苑掲示板にて公表いたします。